

授刀舎人の特質

―古代中央軍事機関における二つの警護原理―

磯崎 茂佳

はじめに

授刀舎人は慶雲四年（七〇七）七月の授刀舎人寮の設置から、天平神護元年（七六五）年二月の授刀衛が近衛府へ改称されるまで見られる武官である。設置目的については従来元明天皇即位の四日後に置かれたことなどから、元明あるいはそれに加えて首皇子の擁護であったとされ、天皇が令制五衛府よりも「自由に動かし得る」「私的兵力」を持つと位置づける見解が通説的な位置を占めており、近年の通史でも採用されている。^①このほか衛府制度再編もしくは整備の一環とする見解が提示されているが、大勢とはなっていない。^②

本稿は「私的兵力」とする見解には問題があると考ええる。そもそも五衛府の組織は、太政官―八省の官職体系とは別系列で、天皇独自の指揮命令権のもとにあったのであり、天皇が衛府を「自由に動かし得」なかったとは言えないはずである。一方で、衛府制度の再編と見る立場については、授刀舎人寮が既存の五衛府とは別に設置された意義が問われることになるが、これまでの研究ではそれが十分に明らかにされていないと考える。それゆえ授刀舎人を考えるためには、前提として五衛府の性格も問われてくるであろう。

また授刀舎人の組織の変遷にも問題がある。「私的兵力」を認めるか否かに関わらず、笹山晴生氏の研究^④が通説的

な位置を占めており、それによると授刀舎人には二系統あったとされる。すなわち、慶雲四年の授刀舎人寮設置から神龜五年（七二八）の中衛府への再編を経て大同二年（八〇七）に右近衛府となる系統（第一次授刀舎人）と、天平十八年（七四六）に設置され、天平宝字三年（七五九）の授刀衛設置、天平神護元年（七六五）の近衛府への再編を経て、大同二年に左近衛府となる系統である（第二次授刀舎人）。氏の研究に対しては中衛府と授刀舎人寮が併置されていたという見解は出されているが広く受け入れられるに至っていない⁵⁾。授刀舎人の性格を考えるためには中衛府との関係を含めて、組織の変遷の検討は不可欠である。

以上の状況を踏まえて本稿は衛府制度と授刀舎人との比較を出発点として、その変遷の検討を経て授刀舎人の特質を明らかにすることを目的とする。

一 衛府の警護原理

授刀舎人と衛府を比較する前提として、令制五衛府がどのような原理によって活動していたのかを明らかにしておきたい。まず問題にしたいのは、衛府がどのように警備していたかというその具体的なあり方である。そのために律令規定を確認していくことから始めたい。以下、養老職員令の五衛府の規定を掲げる。

職員令59衛門府条

督一人。〈掌、諸門禁衛、出入、礼儀、以_レ時巡検、及隼人、門籍、門勝事。〉佐一人。大尉二人。少尉二人。大志二人。少志二人。医師一人。門部二百人。物部三十人。使部三十人。直丁四人。衛士。

主な職掌として諸門の禁衛、出入、礼儀が挙げられる。禁衛は宮廷の警護を意味し、文字通り門を護（衛）ることを衛門府が担っている。また門籍や門勝を担当していることからここでいう門は宮の門を示すことが分かる。

職員令61左衛士府条

督一人。〈掌、禁衛宮掖^一、檢^二校隊仗^一、以^レ時巡檢、衛士名帳、及差科、大備、陳設、車駕出入、前驅後殿事。〉
佐一人。大尉二人。少尉二人。大志二人。少志二人。医師二人。使部六十人。直丁三人。衛士。

次に衛士府の場合、宮掖の禁衛が第一に挙げられており、やはり宮の警備を担当している。さらに「車駕出入」、すなわち行幸時にも「前驅後殿」、行幸の列の前後の警護を担当するとされている。また、『令集解』職員令左衛士府条古記が「古記云、宮掖即宮門。是非禁内^一者。軍防令云、即諸衛府、各檢^二所部及諸門^一也。其門籍門榜、与^二衛門府^一、共可^三相知^二」とするように、大宝令では衛士府も「門籍榜」を担当することになっていた。

職員令62左兵衛府条

督一人。〈掌、檢^二校兵衛^一、分^二配閤門^一、以^レ時巡檢、車駕出入、分^二衛前後^一、及左兵衛名帳、門籍事。〉佐一人。
大尉一人。少尉一人。大志一人。少志一人。医師一人。番長四人。兵衛四百人。使部三十人。直丁二人。⁽⁶⁾

兵衛府も、閤門に配置され、行幸時には隊列の前後の警備に当たることとなっている。

以上、五衛府が宮とその門での警備、そして衛士府と兵衛府については行幸の隊列の警備が職掌の中心となることが確認できた。そこでさらに宮・門、行幸への衛府の関わり方を追ってみることにする。

まず宮域の門については外郭から宮城門（大宝令では外門）・宮門（中門）・閤門（内門）とする三段階の区分法が知られている。⁽⁷⁾ これらの門と衛府の担当区域について、笹山氏、直木孝次郎氏、浅野充氏らの諸研究の成果をまとめる以下のようなになる。職員令の規定より閤門を兵衛府が担当したことが分かるが、その他の門については次に掲げる『令集解』宮衛令^一宮閤門条の古記に示されている。

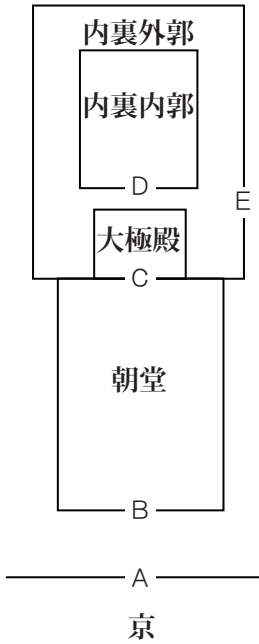
外門、謂最外四面十二大門也。主当門司、謂門部。其中門、謂衛門与^二衛士^一共防守也。門始著^レ籍此門也。内門、謂兵衛主当門之也。

すなわち外門は衛門府の門部が主当、中門は衛門府と左右衛士府が防守し、内門は左右兵衛府が主当した。その他『令集解』宮衛令4開閉門条の古記には以下のように別式が引用されている。

所部、謂依^三別式^二、左右衛士府、中門、并御垣廻及大藏内藏民部外司喪儀馬寮等。以^三衛士^二、分配防守。以^レ時檢行。為^レ有^三所部之人^二謂^三之所部也^一。左右兵衛府内門諸門按檢也。衛門府中門外門按檢也。

これによると、まず左右衛士府が中門・御垣廻・大藏・内藏・民部外司・喪儀・馬寮等に衛士を分配し防守し定期的に檢行する。次に左右兵衛府は内門諸門の按檢を担当する。そして衛門府は中門・外門の按檢を担当することになっている。衛士府に関する記述から、門によって五衛府の担当する区域も区別されていたことが想定されよう。

三種の門のうち、外門（宮城門）が宮城十二門と呼ばれる宮域最外郭部の門であることは記載されているが、その他の門については、律、令、統紀で異なる用例が見られることから、どの門に対応するかは直木氏、浅野氏の間に相違がある。しかし各衛府の担当門については両氏の見解によって大きく異なる部分はないと考えられる。そこで浅野氏の作成した「宮都の宮の概念図」（一部改変）によって担当区域をまとめてみたい。この図で衛門府が担当する外門（宮城門）はAとなる。衛門府と衛士府が担当する中門（宮門）はE、そして中門に相当するとされるBも担当門に加えられるだろう。兵衛府が担当する内門（閤門）はDであり、Cも内門（閤門）であるかどうかは議論があるものの、『令集解』宮衛令奉勅夜開門条の古記所引八十一例が「大極殿門者、兵衛開閉」とあることから兵衛が担当したことは明らかである。内裏を中心とした空間を内側から兵衛府、衛士府・衛門府、衛門府門部が護っていたといえることができる。



宮都の宮の概念図

るものの、『令集解』宮衛令奉勅夜開門条の古記所引八十一例が「大極殿門者、兵衛開閉」とあることから兵衛が担当したことは明らかである。内裏を中心とした空間を内側から兵衛府、衛士府・衛門府、衛門府門部が護っていたといえることができる。

ここまで述べてきた五衛府の職掌で注目

されるのは、護る対象が門という場を中核とする論理で表される編成原理を取っていることである。この原理の意味は、宮の門の果たした役割を確認することで明らかになるはずである。

宮の門については浅野氏が宮内部の門の開閉と律令国家の官僚制が連動していることを官僚制の特質として述べていることが参考になろう。氏はそのことを以下の三点から指摘している。第一には勤務時間・場所を律している点。例として養老令公式令60京官上下条（ただし大宝令の対応条文の存否は不明）を挙げる。

凡京官、皆開門前上、閉門後下。外官、日出上、午後下。務繁者、量事而還。宿衛官、不_レ在_二此例_一。

京官の勤務時間が門の開閉時間によって律せられている。一方、これに対応する唐令公式令補13条⁹⁾では門の開閉には触れていないことが注目される。

凡内外官、日出視_レ事、午而退。有_レ事則直_レ官省之、務繁、不_レ在_二此例_一。

このほか、宮衛令開閉門条の規定などから官人勤務の場も門の開閉によって変化していたとされる。第二には武田佐知子氏が日本の衣服令は唐令と違い、宮門内という場に限定した公的な次元での衣服のみの規定であったと捉えていること¹⁰⁾から、衣服の規定が門の内外により規定されていたとする点である。第三に門籍制を挙げている。門籍については宮衛令宮閣門条で、官人の名簿によって宮門・閣門で区切られる宮の特定の空間に入る人々を制限することを規定している。以上の三点から浅野氏は官僚制が門の開閉と連動してシステム化されているという特徴を持ったとした上で、それが天皇が居している宮で機能していることなどから、天皇制、律令国家の特質とも関連しているはずだとする。

この浅野氏の指摘を踏まえると、五衛府は門で区切られた場の論理で、官僚制及び内裏に居する天皇などの古代国家の機構を警護していたのである¹¹⁾。

この論理は宮を離れる行幸の場合により明確となる。行幸時の衛府の配置を示す衛禁律車駕行衝条を¹²⁾検討しよう。

凡車駕行、衝_レ隊者、杖一百。若衝_二兵衛及内舍人仗者_一、徒一年。誤者、各減_二二等_一。若畜産唐突、守衛不_レ備、

入^三宮門者^二、杖七十、衛^三仗衛^二者、杖八十。

行幸の隊列に人畜の突入を許した場合、宮門に動物が進入した場合の罰則を定めている。隊は衛士の隊列を、「兵衛及内舍人仗」については仗が隊列を意味するので、兵衛及び内舍人の隊列のことである。課せられる罰則の厳しさの違いから兵衛・内舍人が天皇に近侍し、衛士はその外側を警備していたことが分かる。

また『令集解』宮衛令車駕出入条の古記には鹵簿の例として吉野行幸が示されている。

古記云、当接、謂^二亦次耳^一、鹵簿圖、謂行幸之圖也。暇令、行^三芳野^二、左右京職列^レ道。次隼人司、衛門府、

次左衛士府、次図書寮、如^レ此諸司当次図耳。至^三羅城之外^一、倭国列^レ道。京職停止也。

令規定にはなかった衛士府が見られることが着目される。仁藤敦史氏はこの古記と職員令をもとに行幸時の兵力編成を次のように復原している。⁽¹³⁾

衛門府・左衛士府・左兵衛府・内舍人・天皇・内舍人・右兵衛府・右衛士府

この編成は宮における衛府の編成そのままと言ってよい。また、前掲の衛禁律条文のみならず宮や行幸に関する規定は衛禁律、宮衛令という同じ二つの編目で扱われている点も注目される。⁽¹⁴⁾つまり行幸の隊列の編成原理は宮と同じく場の論理に基づいていたのである。

二 授刀舍人と中衛府

授刀舍人について、野尻房夫氏は職員令62左兵衛府条に規定される兵衛府の職掌を閤門の護りと車駕行幸に際しての警備にあったと解釈した上で、閤門内での官廷内の秩序維持の任にはなかったとし、そうした五衛府の持つ機能的欠陥を補うものが授刀舍人寮であったとする。つまり令制五衛府と同じ編成原理を持ち、五衛府よりも原理上内部を護る存在であったとする。

山田充昭氏も授刀舎人の職掌を「禁中の内奥」の警備という場の論理で捉えている。授刀舎人の独自性については、天皇からの授刀によって天皇の信頼を示されていることにあるが、それは精神的紐帯にすぎないとする。一方で山田氏は元明や首との関係を否定しているが、それでは授刀舎人寮設置時点で授刀がなされた理由が不明確になるのではないか。

その他、小倉章雄氏は『続日本紀』で、行幸の際に諸国から臨時に徴発されていた騎兵の記事が、授刀舎人寮設置以後見られなくなることから、行幸に従った騎兵集団を恒常的な組織として編成したのが授刀舎人であると、さらに仁藤敦史氏は諸国から騎兵が徴発された理由を衛府が行幸に従駕する騎兵としての役割を重視されていなかったことに求める¹⁵⁾。

これらの議論の前提には、授刀舎人が二期に分かれるという笹山氏の理解がある。氏の理解の概要は、第一次授刀舎人寮が神亀五年七月の中衛府設置にともない、それに併合もしくは発展拡大される一方で、天平十八年(七四六)に新たに第二次授刀舎人が設置されたとするというものであった。論拠としては次の三点がある。

1 中衛府設置直前の神亀四年(七二七)十月以降、天平十八年(七四六)まで授刀舎人寮・授刀舎人の名称が史料上から途切れること

2 神亀四年までは、賜祿記事などで統紀の武官を列挙した記事に必ず授刀舎人の名が見えるが、天平元年(七二九)以降はみえなくなること

3 養老六年(七二二)に授刀頭であった藤原房前が、のち初代の中衛府大将となったと考えられること
ちなみに、1の天平十八年の記事が第二次授刀舎人の設置を示すとされるが、それは次に示すとおりである。

『続日本紀』天平十八年二月己丑条

改^三騎舎人^一為^三授刀舎人^一。

まず最も大きな根拠と考えられる1及び2の授刀舎人に関する記述がなくなるといふ点から考えてみたい。2の実例

としてあげられている記事から中・下級官人が列挙されている部分を抽出すると表のようになる。

和銅四年十月甲子	禄法の制定	大舍人、帶劍舍人、兵衛、史生、省掌、召使、門部、物部
養老七年十月乙卯	祥瑞出現による賜禄	左右大舍人、授刀舍人、
神龜三年三月辛巳	南苑での宴に伴う賜禄	六位已下官人及大舍人、授刀舍人、兵衛
神龜四年十月甲戌	皇子誕生翌日の賜禄	左右大舍人、兵衛、授刀舍人、中宮舍人、雑工舍人、太政大臣家資人、女孺
天平元年八月癸亥	祥瑞改元賜禄	定額散位及左右大舍人、六衛府舍人、中宮職舍人、諸司長上及史生、使部伴部、門部主帥、女孺采女、宮人
天平十二年六月庚午	大赦対象からの除外	中衛舍人、左右兵衛、左右衛士、衛門府衛士、門部、主帥、使部
天平十三年閏三月乙亥	賜禄	百官主典已上、中衛兵衛等

直木氏はこの笹山氏の指摘を踏まえて記事中の登場位置に着目し、大舍人と兵衛との間、もしくは後に列挙されていた授刀舍人の位置が、天平元年以降中衛舍人にとって代わられたとする¹⁶⁾。そのことが授刀舍人寮から中衛府への変化を反映していると見なされるのである。しかしながらそれぞれの賜禄理由や対象者が異なっているので、単純に比較できるかどうか疑問である。この事例から指摘できるのは中衛府設置により中衛舍人が対象に加わることになった

という点であり、授刀舎人の消滅まで指摘するのは困難ではないだろうか。

また再設置の立場をとると考選賜祿名籍が中衛府に属することが定められるまで個々の授刀舎人を統轄する官司が不明確になってしまう。笹山氏はその期間、中務省の管轄であった可能性を指摘するが、推測に止まっている。やはり史料に見えないことを根拠に授刀舎人寮が廃止されたとするのは難しいのではないか。ただし中衛府への移管記事においてもそれまでの統轄官司について言及されていないことから、何らかの縮小を伴う再編があった可能性はある。

3は『令集解』衣服令諸臣朝服条所引養老六年二月二十三日格で房前が授刀頭として登場し、一方で『公卿補任』や『万葉集』八一〇、八一一の記載から中衛府の初代大将であったと見られることを根拠としている。ここでは房前が授刀頭と中衛大将を歴任したことは分かるが、授刀舎人寮から中衛府という官司自体の移行の根拠とするには弱い¹⁹。

以上のように三つの論拠は状況証拠であり、直接に授刀舎人が中衛府へ再編されたことを示すものはない。逆に授刀舎人が中衛府には解消されないことを示す史料がある。

『続日本紀』天平勝宝八歳（七五六）七月乙巳条

勅、授刀舎人考選賜祿名籍者、悉属^二中衛府^一。其人数以^二四百^一爲^レ限。闕即簡補。但名^二授刀舎人^一、勿^レ爲^二中衛舎人^一。其中衛舎人、亦以^二四百^一爲^レ限。

は、授刀舎人の考選賜祿名籍を中衛府に属させることと定員を定め、中衛舎人との区別を明確にした勅である。考選賜祿名籍の具体的な内容は明らかではないが、授刀舎人の人事面の処遇が中衛府の管轄に置かれたことを示すのであろう。これもやはり时期的に見て聖武の死に伴う処置で、おそらくは聖武に属していた授刀舎人の処遇を定めた勅である。注目されるのは中衛舎人との区別を明確化していることである。これは中衛舎人と授刀舎人が異なる役割を担っており、両者を併合することが困難だったことの表れであり、授刀舎人は、中衛舎人には解消され得ない別の原理をもっていたとすべきであらう。

中衛府の設置記事を掲げる。

『続日本紀』神龜五年（七二八）八月甲午条

又置^三中衛府。大将一人、^{（従四位上。）}少将一人、^{（正五位上。）}将監四人、^{（従六位上。）}将曹四人、^{（従七位上）}府生六人、番長六人、中衛三百人^{（号曰^三東舍人^一）}、使部已下亦有^レ数。其職掌常在^三大内^一、以備^三周衛^一。事並在^レ格。

狩野文庫本『類聚三代格』神龜五年勅⁽²⁰⁾

勅 中衛府

大将一人^{（従四位上官）} 中将一人^{（従四位下官）} 少将二人^{（正五位下官）} 将監四人^{（従六上官）} 将曹四人^{（従}

七位下官） 医師二人 府生六人 番長六人 中衛四百人 使部三十人 直丁二人

右官員、令外特置。在^三大内^一、以備^三周衛^一。其考禄料善最等、一准^三兵衛府^一。其府生者、帶^レ劍上下。補^三曹不定^一。准^三文官史生^一与^レ考。即同^三左右衛士府主帥^一給^レ禄。如有^レ立^レ仗者、執^レ兵立^レ陣。余五衛府々生准^レ此。宜^下付^三所司^一永為^三中常員^上。

神龜五年□月廿一日

野田嶺志氏は中衛府の「周衛」に注目して、他の五衛府（特に兵衛）との性格・職掌の違いを主張している⁽²¹⁾。氏によれば、令規定や統紀の記事においての五衛府の任務を示す言葉としては「宿衛」が使われているのに対して、中衛府にはそれを避けて「周衛」が用いられているとする。その根拠として唐の軍制においては折衝府・十二衛には「宿衛」が、それに対して皇帝の私兵とされる禁軍（北衛）や皇太子の軍事指揮に関係した場合に「周衛」が用いられている例を挙げる。

しかし、「周衛」とは前者では「其職掌常在大内、以備周衛」、後者では「在大内、以備周衛」とあるように「大内」と結びついている。「大内」は場を示す語であり内裏を示すと考えられる。そこで「周衛」、文字通りに解釈すれば「め

ぐりまもること」「つまりは宮域という場を護ることを職掌としていたことになり、令制五衛府と共通する。しかも「周衛」は令制五衛府の職務にも使われる用語であることが次の記事から明らかである。

『続日本紀』養老五年（七二二）十月丁亥条

太上天皇召入右大臣從二位長屋王、參議從三位藤原朝臣房前、詔曰、「朕聞、『万物之生、靡不有死』。（中略）又皇帝撰斷万機、一同平日。王侯卿相及文武百官、不_レ得_レ輒離職掌、追從中喪車上。各守本司、視事如恒。其近侍官并五衛府、務加嚴警、周衛伺候、以備不虞。」

元明太上天皇が死の直前に長屋王・藤原房前を呼び、後事を託し語った内容についての記事である。まず中略部分で葬儀等死後の自分への措置について指示した後、天皇以下文武百官に対して通常通りの政務を行うように伝えている。そして近侍官並びに五衛府に対して、警戒を厳重（務加嚴警）にして「周衛伺候」するように命じている。場の論理を編成原理とする五衛府に対して「周衛」が使われていることは、中衛府と五衛府が同様の性格を有していたことを示す。

すなわち、中衛府の編成は五衛府の警護の原理の延長と位置づけられるのである。⁽²³⁾では、中衛府さらにはその前提である五衛府とは区別される、授刀舎人の論理とは何であろうか。

三 授刀舎人の警護原理

ここで改めて授刀舎人について検討しよう。慶雲四年（七〇七）の授刀舎人寮設置については『続日本紀』慶雲四年七月丙辰条に「始置授刀舎人寮」とあるのみである。令制五衛府や中衛府のように組織や職掌について明確に規定した記事はない。名称については帯剣寮、授刀寮とも表記され、官職は長官、助、頭などの存在が知られるが、構成は明確ではない。設置が元明即位の四日後であることから、職掌としては首皇子（あるいはそれと元明）を警護

することと推測されているにすぎず、史料からは武官と認識されていた程度のことしか分からない。なお、首皇子や元明警護については否定的な見解もある。

そこで実際の活動を示す史料からその特質を考えることにしたい。取り上げるのは『万葉集』九四八および九四九の詞書と、『日本靈異記』上三二「帰信三宝」欽仰衆僧令誦経得現報縁である。最初に『万葉集』の該当部分を掲げると以下のようになる。

四年丁卯春正月、諸王諸臣子等に勅して、授刀寮に散禁せしむる時に、作る歌一首

(中略)

反歌一首

梅柳過ぐらく惜しみ佐保の内に遊びしことを宮もどごろに

右は、神亀四年正月、数王子また諸臣子等、春日野に集ひて、打毬の樂を作す。その日忽に天陰り雨ふり雷なり電す。この時に宮の中に侍従と侍衛と無し。勅して刑罰に行ひ、皆授刀寮に散禁して妄て道路に出づることを得ずあらしむ。時に悞憤して、この歌を作る。作者詳らかならず。

詞書には神亀四年(七二七)正月に雷雨が発生し、そのとき宮内では皇子や諸臣らが侍従や侍衛をせず、春日野で打毬を行っていたので、(聖武の)勅によつて授刀寮に散禁するという事件にちなんだ歌であるということが書かれている。反歌に「宮もどごろに」とあり、歌としての誇張があるかもしれないものの宮廷中が騒ぎになるような大事件として認識されていた。記事中で授刀寮は侍従・侍衛の散禁(勾留)場所として挙げられている。それに加えて長屋王の変の事例から考えるとここで散禁活動を行ったのも、授刀寮だと考える。長屋王の変では、六衛の兵が王宅に派遣され(『統日本紀』天平元年二月辛未条)、そのうち家内の人が左右衛士・兵衛府に禁着(散禁と同意)されているのである(同癸酉条)。つまり実際に派遣された衛府が禁着先になつていたのであり、そこから本条の場合も授刀寮

が散禁活動も行ったとすべきである。

『日本靈異記』上三二「婦信三宝_二欽_三仰衆僧_一令誦經_二得_三現報_一縁」も授刀寮の散禁に関わる内容を含んでいる。

『日本靈異記』上三二「婦信三宝_二欽_三仰衆僧_一令誦經_二得_三現報_一縁」

神龜四年歲次丁卯九月中、聖武天皇、与群臣獵於添上郡山村之山。有鹿走入細見里百姓之家中、家人不覺殺而噉之、後天皇聞之、遣使捕其人等。(略)

既而從使參向、於授刀寮禁之。即依皇子誕生、于時朝廷大賀大赦、天下不_レ加刑罰、反賜官祿於衆人、歛喜無_レ比。誠知、丈六之威光、誦經之功徳也。

内容は、聖武天皇の狩で追われた鹿が百姓の家に迷い込み、家人がそれを聖武の獲物と知らず食してしまい、後に天皇より使が派遣されその百姓らが授刀寮に禁じられたが皇子誕生の大赦で救われるという説話である。この説話でも授刀寮は散禁先としか示されておらず、狩獵に授刀寮が参加したかどうか不明ではない。しかし警備を担当する官司がいなかったとは考えられず、先の万葉集の場合と同様に散禁先となっていることから、狩獵に付き従っていたのではないか。

二つの記事で注目したいのは授刀寮が散禁先になっている理由である。万葉集での王や侍従・侍衛は雷発生時に聖武に伺候しなかったことであり、靈異記での百姓は聖武の獲物を食してしまったことであった。同じ聖武期に発生した長屋王の変での衛府が家内の人を捕獲した理由が、まさに前節で述べた天皇の地位・機構を脅かす存在から護ることであったことと比較すると異質である。では授刀寮の散禁理由は何であったのか。雷は聖武の身体に危機を及ぼす脅威であり、獲物は本来聖武の身体に入るべき存在だった。すなわち両者とも聖武個人の身体を脅かす行為を行ったからだと言えないだろうか。そこでは王、侍従、侍衛、百姓という身分の差も関係ない。この授刀寮と衛府の違いは、拘禁活動のみならず、両者の性格全般の差に由来するのではないか。

授刀寮の二記事がいずれも聖武に関わる記事であったことは両者の関係の深さを示しているようにとれるが、問題はその関係の内容である。それを考えるために、天平勝宝八歳（七五六）五月の聖武没後の授刀舎人に関して出された二つの勅を検討したい。第一は天平勝宝八歳（七五六）五月に出された勅である。

『続日本紀』天平勝宝八歳五月乙亥条

三七。於_二左右京諸寺_一誦經焉。勅曰、「左衛士督從四位下坂上忌寸犬養、右兵衛率從五位上鴨朝臣虫麻呂、久待_二禁掖_一。深承_二恩渥_一。悲情難_レ抑、伏乞_レ奉_レ陵。朕嘉_二乃誠_一、仍許_レ所_レ請。先代寵臣、未_レ見_レ如_レ此也。宜_下表_三褒賞_一以勤_レ事_レ君。犬養叙_二正四位上_一、虫麻呂從四位下。其所_レ從授刀舎人廿人増_二三位四等_一。」

ここでは聖武に久しく仕えてきた左衛士督坂上忌寸犬養、右兵衛率鴨朝臣虫麻呂が聖武の陵に奉仕する願いを認め「褒賞」として叙位を行うとともに、二人に従つて陵に奉仕する授刀舎人二十人の位四等を増すことを定めている。両者の申請は、左衛士督、右兵衛率という官職に在任したことによるものではなく、聖武との人格的なつながりが強かつたための行動であつた。しかも二人が衛士府、兵衛府の官人でありながら、従つたのは指揮下にある衛士や兵衛ではなく授刀舎人である。授刀舎人（寮）にも聖武との人格的なつながりがあつたことになる。

すなわち授刀舎人の役割とは皇子時代から一貫して聖武という人格を護り続けることであつたのではないか。同じ武官でも衛府は場の論理に基づいて警護の役割を果たしたのに対して、授刀舎人は人格の論理に基づいて警護の役割を果たしたのであり、護る原理が大きく異なつていたのである。この差異が令制五衛府の再編ではなく、授刀舎人寮が設置されたことの要因となり、授刀舎人を中衛舎人に吸収することを困難にしたのである。

では授刀舎人が一貫して聖武という人格を護るために存在していたとする場合、聖武没後の授刀舎人の展開をどのように捉えるべきなのだろうか。一般に第二次授刀舎人を認める立場では、第二次授刀舎人が阿部内親王（孝謙・称徳）のために設置されたとされてきた。まず、天平宝字三年（七五九）十二月に設置された授刀衛設置記事を挙げる。

『続日本紀』天平宝字三年十二月甲子条

置^二授刀衛^一。其官員、督一人從四位上官、佐一人正五位上官、大尉一人從六位上官、少尉一人正七位上官、大志二人從七位下官、少志二人正八位下官。

この授刀衛の役割については次に掲げる称徳の宣命の中で、聖武の言葉として言及されている内容から知ることができる。

『続日本紀』神護景雲三年（七六九）十月朔条

朕が東人に刀授けて侍らしむる事は汝の近き護として護らしめよと念ひてなも在る。是の東人は常に云はく、「額には箭は立つとも背には箭は立たじ」と云ひて、君を一つ心を以て護る物ぞ。此の心知りて汝つかへ」と勅りたまひし御命を忘れず。此の状悟りて諸の東国の人等謹しまり奉侍れ。

聖武が東人に刀を授けて称徳の近き護りとしたことが述べられる。ここで言われている「東人に刀授けて」とは一般に授刀舎人のことを示すとされる。つまり授刀舎人が「近き護り」として聖武から孝謙に授けられたものであることを述べているのである。このことは授刀舎人が聖武という人格から孝謙という人格に警護の対象が変わったことを示す。衛府であるならば職掌として警護の対象は明らかになるが、人格を対象とする授刀舎人だからこそ聖武から自分（称徳）に授けられたのだという関係を確認することが必要となつたのではないか。

この授刀衛の性格は仲麻呂の乱での動きに反映される。この乱では中衛府（当時は鎮国衛）が仲麻呂側の、授刀衛が孝謙側の軍事的基盤となつたことで知られるが、その背景を考えたい。乱発生時の続紀記事を掲げる。

『続日本紀』天平宝字八年（七六四）九月乙巳条

太師藤原惠美朝臣押勝逆謀頗泄。高野天皇、遣^三少納言山村王^一、收^三中宮院鈴印^一。押勝聞^レ之、令^三其男訓儒麻呂等^一邀而奪^レ之。天皇遣^三授刀少尉坂上莉田麻呂、将曹牡鹿嶋足等^一、射而殺^レ之。押勝又遣^三中衛将監矢田部老^一、被^レ甲騎^レ馬、且劫^三詔使^一。授刀紀船守亦射殺^レ之。勅曰、「太師正一位藤原惠美朝臣押勝并子孫、起^レ兵作^レ逆。仍解^三免官位^一、并除^三藤原姓字^一已畢。其職分功封等雜物、宜^三悉收^レ之。」即遣^レ使固^三守^一三関^一。

惠美押勝の謀反が発覚し、孝謙側が奪った駅鈴・内印を奪いかえそうとした仲麻呂の男惠美訓儒麻呂を、孝謙の命を受けて授刀少尉坂上苺田麻呂、将曹牡鹿嶋足が射殺。一方、押勝側は中衛将監（当時は鎮国衛将監）矢田部老を派遣するが授刀舎人の紀船守に射殺されてしまう。このほか、当時押勝は鎮国衛大尉（中衛大将）であり、中将以下にも押勝につながりのある者が任せられるなどから押勝側の拠点となったことが確認できる。

一般にはそれぞれの上級官人の構成によって両陣営の軍事的基盤となった背景が説明されるが、その構成が可能になった理由は明らかではない。おそらくこの官人配置の差異は本稿で述べてきたそれぞれの特質の違いによるのではないだろうか。つまり、令制衛府と同じ性格を持つ中衛府が場の論理に基づいて警護を果たす官職であるから、その当時場の中心であった淳仁を護るために淳仁や仲麻呂に近い人物が任官されたのである。授刀衛で孝謙に近い人物が任官されたのもそもそも授刀衛が称徳という人格を護る存在であったからなのである。

おわりに

以上、衛府と授刀舎人は異質の存在であることを明らかにしてきた。授刀舎人の特質は聖武（首）・孝謙（阿部）称徳という人格を護ることにあった。皇子、内親王、皇太子、天皇、太上天皇とその地位の変化に関係なく、一貫して二人の人格を護るために存在したのである。先に述べたように令制五衛府及び中衛府は宮や行幸という場の論理に基づいて編成された存在であり、授刀舎人とは質的に異なっていた。もちろん衛府が警護の対象とする場の中心にいるのは天皇だが、皇位の移動によって護る対象・人格も変わる。いわば衛府は人格ではなく天皇という機構を守るための存在であった。

一方で授刀衛は仲麻呂の乱の翌年である天平神護元年（七六五）二月に近衛府となる。四等官の呼称が授刀衛の督・佐・尉・志から、大将・中将・少将・将監・将曹となり、中衛府に準じたものとなっている。なお統紀の記事におい

てはこの呼称は仲麻呂の乱の記事から使われ始めている。この変化は授刀衛が衛府化、すなわち場の論理に基づく組織に再編されていったことを示す⁽³⁰⁾。そのことは衛府では担えなかった人格を護る機関が必要となくなったことを意味する。授刀舎人が対象としていた人格は、王権に関わる存在であった。したがって授刀衛の変化は王権に何らかの変質があったことを意味すると思われるが、その変質についての考察は今後の課題としたい。

- (1) 井上薫「吾人制度の一考察」『日本古代の政治と宗教』吉川弘文館、一九六一（初出一九六〇）。関晃「書評 大阪歴史学会編『律令国家の基礎構造』」『歴史学研究』二四五、一九六一。直木孝次郎「古代天皇の私的兵力について」『飛鳥奈良時代の研究』塙書房、一九七五（初出一九六二）。笹山晴生「授刀舎人補考」東京大学出版会、一九八五（初出一九五七）。林陸朗「皇位継承と親衛隊」『上代政治社会の研究』吉川弘文館、一九六九。坂上康俊「平城京の時代」岩波書店、二〇一一など。
- (2) 野尻房夫「舎人と衛府」遠藤元男先生頌寿記念会編『日本古代史論苑』国書刊行会、一九八三。山田充昭「授刀舎人を「天皇私兵」とする学説について」『続日本紀研究』二八七、一九九三。以下、二氏の見解はこれによる。
- (3) 石母田正『日本の古代国家』岩波書店、一九七一。
- (4) 笹山晴生「中衛府の研究」(初出一九五七) 他、注(1) 著書所収論文。
- (5) 井上注(1) 論文。井上氏に対しては注(1) に掲げた諸氏からの批判がある。角田文衛「軍団と衛府」『律令国家の展開』塙書房、一九六五（初出一九六〇）。角田氏の議論については笹山注(1) 論文が述べるように確証がない。そのほか野田嶺志「律令国家の軍事制」吉川弘文館、一九八四があるが、これについては後述する。
- (6) 大宝令では長官は率、次官は翼であった。
- (7) 衛府の担当区域については笹山注(1) 論文。門については直木孝次郎「大極殿の門」『飛鳥奈良時代の研究』塙書房、一九七五（初出一九六七）、同「平城宮諸門の一考察」『日本書紀研究』一五、塙書房、一九七五、浅野充「古代天皇制国家の成立と宮都の門」『日本古代の国家形成と都市』塙書房、二〇〇七（初出一九九〇）。
- (8) 浅野注(7) 論文。
- (9) 仁井田陸・池田温『唐令拾遺補』東京大学出版会、一九九七。
- (10) 武田佐知子「日本衣服令の特質」『古代国家の形成と衣服制』吉川弘文館、一九八四。

- (11) 門やそれを含む垣からの侵入は天皇の在所に近いほど罪が重く(養老衛禁律闕入宮門条、闕入踰闕為限条)、このことは門や垣が天皇を守るための防備施設であったことを示すとされる。「文献にみえる宮城門・大垣」奈良国立文化財研究所『平城宮発掘調査報告Ⅹ』、一九八七。
- (12) 『訳註日本律令』一 東京堂出版、一九七五。
- (13) 仁藤敦史「古代王権と行幸」『古代王権と官僚制』臨川書店、二〇〇〇(初出一九九〇)。
- (14) 榎本淳一氏(「養老律令試論」笹山先生還暦記念会編『日本律令制論集』上巻 吉川弘文館、一九九三)は大宝令には宮衛令に相当する篇目がなく、軍防令が養老宮衛令の内容をあわせ含むものであったとする。それは浄御原令を継承したためだとされる。
- (15) 小倉章雄「授刀舎人寮について」『続日本紀研究』二四四、一九八六。仁藤敦注(13)著書。
- (16) 直木前掲論文。
- (17) 直木氏は天皇の私兵であったために存在しなかったとする。
- (18) 記載されている天平元年の大伴旅人から房前宛書状で房前を「中衛高明閣下」と呼んでいること。
- (19) なお、笹山氏は中衛府が藤原氏の権力基盤となったという立場を取っている。
- (20) 中衛府設置に関する統紀記事と三代格文の比較については笹山晴生「中衛府設置に関する類聚三代格所載勅について」(注(1)著書、初出一九五五)、古藤真平「中衛府・近衛府官員制度の再検討」角田文衛先生傘寿記念会編『古代世界の諸相』晃洋書房、一九九三。仁藤敦史「弘仁格」の編纂方針(注(13)著書、初出一九九五)など。
- (21) 野田嶺志「中衛府設置と律令国家の軍事制」『律令国家の軍事制』吉川弘文館、一九八四。
- (22) 『続日本紀』の記事は神龜四年(七二七)三月甲午条。
- (23) 中衛府の編成原理が令制五衛府と共通していたことを示す可能性があるのが二条大路木簡である。具体的にはその中の門守衛に関わる木簡、「中衛」の表記を含む木簡、そうした木簡と共に出土した墨書土器である。門は皇后宮の門とされており、兵衛府が門守衛を担当していたことについては見解が一致しているが、中衛府の関与の有無については論者によって見解が異なっている。中衛府も門守衛を担っていたとすれば、令制五衛府の編成原理と共通性を示す事例となりうる。鬼頭清明「二条大路出土の門号記載木簡について」虎尾俊哉編『律令国家の政務と儀礼』吉川弘文館、一九九五、渡辺晃宏「二条大路木簡と皇后宮」奈良国立文化財研究所『平城京左京二条二坊・三条二坊発掘調査報告・長屋王邸・藤原麻呂邸の調査』一九九五、今泉隆雄「門勝制・門籍制と木簡」『古代木簡の研究』吉川弘文館、一九九八、高橋周「兵衛関連木簡の再検討」『学習院史学』三九、二〇〇一ほか参照。
- (24) 『統紀』和銅元年(七〇八)三月丙辰条小野馬養の帶劍寮長官任官記事。一般的には帶劍寮は授刀舎人寮と同一官司とされるが、

野田嶺志氏は授刀舎人寮と帯劍寮を別の官司と区別している（野田『防人と衛士』教育社、一九八〇および前掲注（21）論文）。表記の違いが別官司であったことを示す可能性は認められるが、氏が両者を独自の軍隊・武力ではなく武装舎人を発見し、需要に応じて配分する組織であったとする（ことについては、根拠が明確でなく、後述する授刀寮の活動例からもしたがえない。その他、助、頭については同養老四年（七二〇）三月丙辰条笠朝臣御室の任官記事、『令集解』衣服令穴記所引養老六年（七二二）二月二十三日格で従三位行従刀頭藤原朝臣房前の位袋に関する意見を引用している）。

(25) 続日本紀養老四年（七二〇）八月甲申条

詔以三舎人親王爲三知太政官事、新田部親王爲三知五衛及授刀舎人事。

同五年（七二二）十二月辛丑条

太政官奏、授刀寮及五衛府。別設三鉦鼓各一面、便作三將軍之号令、以爲三兵士之耳目、節三進退動靜。奏可之。

続日本紀神龜四年（七二七）三月甲午条

天皇御三南苑。參議從三位阿倍朝臣広庭宣レ勅云、衛府人等、日夜宿三衛闕庭。不レ得下輒離三其府。散中使他處上。因賜下

(26) 仁藤氏は別の視点から授刀舎人が行幸に従った例と判断している。

(27) この「侍従」、「侍衛」は令規定やその解釈に示されているものとは異なっている。たとえば『令義解』選叙令23では侍衛を侍従以上、内舎人、中務判官以上、内記、兵衛等としているが、本条は明らかに異なる意味で使用されている。本条の場合

考えられるのは宮中の侍従・侍衛という書き分け方から、天皇の側に仕える文官・武官をさし、後者については宮という場から考えて場の警護を行う衛府の官人が含まれているはずである。

(28) 『続日本紀』天平宝字八年（七六四）十二月乙亥条に見える犬養の卒伝記事では「聖武皇帝登祚、寵之厚焉。」「乞レ守三山陵二」とある。

(29) 山田注（2）論文では授刀舎人や近衛の実例が東国出身者に限られないことを重視して、ここである「東人」とは授刀舎人ではなく、実際の東国出身者であったのではないかとするが、「東人」が何を示すかについては「明確な答えを出し得ない」とする。この時期に刀を授けられ、なおかつ宣命で言及される集団は他に見いだせないで授刀舎人を示すとかんがえていいのではないか。

(30) あるいはそれ以前、授刀舎人を管轄する官司名に「授刀衛」という鎮国衛などと共通する「衛」が付せられた時点で授刀舎人の変化が始まっていた可能性もある。